

新北九州空港駐車場整備等事業実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により、新北九州空港駐車場整備等事業(以下「本事業」という。)に関する実施方針について公表する。

平成 16 年 12 月 17 日

大阪航空局長 茨木 康男

大阪航空局は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業(以下「PFI 事業」という。)として実施することを予定している。

この実施方針は、本事業について、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間選定事業者(以下「選定事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年 3 月 13 日総理府告示 11 号、以下「基本方針」という。)、 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成 13 年 1 月 22 日)等に則り、PFI 法に基づく特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)として定めるものである。

新北九州空港駐車場整備等事業

実 施 方 針

平成16年12月17日

大 阪 航 空 局

目次

1. 特定事業の選定に関する事項	
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	3
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方	3
(2) 選定の手順及びスケジュール	4
(3) 募集要項に対する質問・回答	4
(4) 応募者の備えるべき参加資格	4
(5) 審査及び選定に関する事項	5
(6) 契約に関する基本的な考え方	5
(7) 提出書類の取扱い	5
3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
(1) リスク分担の考え方	6
(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項	6
(3) 事業の実施状況のモニタリング	6
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
(1) 立地に関する事項	7
(2) 施設に関する事項	7
(3) 運営形態に関する事項	7
(4) 土地に関する事項	8
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	8
(2) 管轄裁判所の指定	8
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方	9
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	9
(3) 金融機関等と当局との協議	9
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	9
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	10
(3) その他の支援に関する事項	10
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	
(1) 情報公開及び情報提供	10
(2) 応募に伴う費用の負担	10
(3) 問合せ先	10

添付書類等

別紙1 実施方針に関する質問書
資料1-1 PFI事業計画地1
資料2 リスク分担表

別紙2 実施方針に関する意見・提案書
資料1-2 PFI事業計画地2

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称 新北九州空港駐車場整備等事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

平面駐車場

公共施設等の立地等(資料 1-1 及び 1-2 参照)

ア. 立地場所 福岡県北九州市小倉南区空港北町

イ. 敷地面積 約 51,100 m²

ウ. 用途地域 なし

エ. 建ぺい率 60 %

オ. 容積率 200 %

3) 公共施設等の管理者等の名称

国土交通大臣 北側一雄

(国土交通大臣から本事業についての事務の委任を受けた者、大阪航空局長 茨木康男)

4) 事業目的

国土交通省大阪航空局(以下「当局」という。)では、平成 18 年 3 月までに開港予定の新北九州空港において、空港利用者のための駐車場を設計、建設、運営及び維持管理し、空港内の交通秩序を維持し、併せて空港利用者の利便性の向上を図ることとしている。

5) 事業概要

事業内容

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理業務を遂行した後、公共施設の管理者等である当局に所有権を無償で移転する方式(BOT(Built, Operate, Transfer))により実施する。

本事業は、選定事業者が負担する施設の設計、建設、運営及び維持管理等に係る費用を駐車料金等により賄うものであり、当局は、本事業に係る費用の一切を負担するものではない。

事業期間は、契約締結日から平成 33 年 3 月までの期間である。

主な業務は次のとおりであり、詳細は募集要項において示す。

施設の設計及び建設

- ・ 施設及びこれに附帯する工作物その他施設に係る設計及び建設
- ・ 施設建設に伴う各種申請等の業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

施設の運営及び維持管理

- ・ 駐車料金の徴収業務
- ・ 施設及びこれらに附帯する工作物その他施設に係る運営・維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 安全管理業務

選定事業者の収入及び費用に関する事項

選定事業者の収入は、施設利用者から徴収する駐車料金等とする。

選定事業者は、事業費、公租公課、土地・工作物使用料、応募に係る費用等、上記を実施するにあたり必要な費用を負担するものとする。

また、選定事業者は、バリアフリー対策及びエコ・エアポートの推進並びに利用促進協議会活動への参画等の飛行場における施策への協力を行わなければならない。

事業スケジュール（予定）

契約の締結時期 平成 17 年 5 月

事業期間

1．設計・建設期間 平成 17 年 6 月～平成 18 年 1 月

2．供用開始 新北九州空港供用開始期日以前(新北九州空港供用開始期日は、航空法第 46 条の規定に基づき告示される(官報掲載)。)

3．維持管理期間 駐車場供用開始日～平成 33 年 3 月

6) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

航空法

都市計画法

建築基準法

駐車場法

道路法

道路交通法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

消防法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

財政法

会計法

国有財産法

空港管理規則

福岡県福祉のまちづくり条例

その他関連法令、条例等

7) 実施方針に関する質問受付、回答公表

平成 16 年 12 月 17 日（金）から平成 17 年 1 月 6 日（木）までの間（12 月 29 日（水）から 1 月 3 日（月）まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 10 時から午後 5 時までの間（午後 0 時から午後 1 時の間を除く。）、大阪航空局飛行場部管理課において、実施方針に対する民間事業者からの質問を受け付ける。

質問に対する回答は、平成 17 年 1 月 20 日（木）までに、質問者に対してファクスまたは電子メールで回答を行うとともに、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、大阪航空局ホームページにおいて公表し、大阪航空局飛行場部管理課及び当局北九州空港事務所管理課において閲覧に供する。

質問の提出方法、様式及び回答の閲覧期間等については、別紙 1 を参照すること。

大阪航空局ホームページ <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/hotnews/hotnews.htm>

8) 実施方針に関する意見・提案の受付等

民間事業者の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 16 年 12 月 17 日（金）から平成 17 年 1 月 6 日（木）までの間（12 月 29 日（水）から 1 月 3 日（月）まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 10 時から午後 5 時までの間（午後 0 時から午後 1 時の間を除く。）、大阪航空局飛行場部管理課において、実施方針等に対す

る意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付ける。

意見・提案の提出方法、様式等については、別紙 2 を参照すること。

なお、当局は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、民間事業者から提出のあった意見等のうち、当局が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

9) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、大阪航空局ホームページ及び掲示板（大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館玄関前及び 14 階大阪航空局飛行場部管理課）並びに大阪航空局北九州空港事務所掲示板（福岡県北九州市小倉南区大字曾根 2648）への掲載により速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定に当たっての考え方

当局は、PFI 法、基本方針及び VFM (Value for Money) に関するガイドラインなどを踏まえ、当局自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的に評価基準は以下のとおりである。

- ・ 施設の設計、建設、運営及び維持管理が同一水準にある場合において当局の財政負担の縮減が期待できること。
- ・ 当局の財政負担が同一水準である場合において、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上が期待できること。

当局の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる当局の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に評価することとする。

また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成 17 年 1 月（予定）に大阪航空局ホームページ及び掲示板（大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館玄関前及び 14 階大阪航空局飛行場部管理課）並びに大阪航空局北九州空港事務所掲示板（福岡県北九州市小倉南区大字曾根 2648）において公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、事業運営能力、建設・維持管理能力等はもちろ

ん、駐車場料金の低廉度により選定を行う予定である。

民間事業者の選定は、三段階により実施し、第一段階は応募資格等審査、第二段階は料金設定の審査、第三段階は事業計画等の審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール(予定)	内容
平成 16 年 12 月 17 日	実施方針の公表
平成 16 年 12 月 17 日～1 月 6 日	実施方針に関する質問、意見・提案の受付
平成 17 年 1 月 20 日	実施方針に関する質問・回答の公表
平成 17 年 1 月下旬	特定事業の選定
平成 17 年 1 月	募集要項の配布
平成 17 年 2 月	募集要項に関する質問受付
平成 17 年 2 月	募集要項に関する質問・回答公表
平成 17 年 3 月	申込書類の受付
平成 17 年 4 月	民間事業者の選定及び公表
平成 17 年 5 月	選定事業者との事業契約締結及び公表

(3) 募集要項に対する質問・回答

本事業の実施に関する具体的事項は募集要項において示す。募集要項の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項において示す。

(4) 応募者の備えるべき参加資格

1) 応募者の参加要件

応募者は、単独企業等とし、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続きの開始の申立をしていない者であること。

参加資格確認に必要な書類の提出期限から民間事業者の選定が終了するまでの期間に、当局から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成 8 年 3 月 27 日付け空経第 253 号)に基づく指名停止を受けていないこと。

駐車場法(昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号)及び空港管理規則(昭和 27 年運輸省令第 44 号)の規定に違反し、または駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から 2 年を経過しない者でないこと。

空港管理規則に基づく構内営業承認を受けていた者で、空港管理規則第 26 条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。

暴力団関係者またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。

審査会の委員が属する企業又はその企業と資本金若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2) 応募者の資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこと。

平成 13 年 12 月 17 日以前より現在まで継続して、1 駐車場につき収容台数 100 台以上の有料駐車場を管理又は経営した実績があること。

なお、選定事業者については、事業契約締結前までに上記要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(5) 審査及び選定に関する事項

1) 審査会

民間事業者の選定に当たり、当局に学識経験者・当局職員で構成する審査会を設置する。審査会は、料金設定及び事業計画等の審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者からの提出書類の審査を行う。

2) 審査及び選定

審査は、第一次、第二次及び第三次審査の三段階に分けて実施する。民間事業者の選定は、応募資格等の確認を行った後、各応募者の料金設定について評価基準に基づき順位付けを行い、順位 1 位の者につき、事業計画、資金計画、事業収支が適切か審査会において審査し、適切であった者を選定事業者とする。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとし、具体的な評価基準については、募集要項において示す。また、選定事業者との交渉の結果、事業契約締結に至らない場合、料金設定審査において第 2 順位の者について、事業計画等が適切か審査会において審査し、適切であれば、その者を次点者とし交渉を開始する場合がある。

【第一次審査】

- ・ 資格要件に関する事項
- ・ 駐車場施設に関する基本的事項

【第二次審査】

- ・ 料金設定に関する事項

【第三次審査】

- ・ 事業計画、資金計画及び事業収支に関する事項

3) 選定結果の公表

民間事業者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

4) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び民間事業者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でない判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

当局は、選定事業者と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定するものであり、その契約期間は平成 33 年 3 月末までの契約となる。なお、事業契約書概要については募集要項とともに公表する。

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出され

た資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、当局及び選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、本事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインなどを踏まえ、当局と選定事業者の責任分担は、原則として資料2「リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、募集要項において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、施設の建設について契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

当局は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

実施設計時

当局は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、当局が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で当局の確認を受ける。この際、当局は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた条件に適合しない場合には、当局は補修又は改造を求めることができる。

運営・維持管理段階

当局は、運営・維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、監査を経た財務の状況について、当局に報告しなければならない。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

基本的条件

件名	新北九州空港駐車場整備等事業	
事業計画地	福岡県北九州市小倉南区空港北町	
事業実施敷地面積	周回道路内側駐車場 / 約 50,000 m ²	
	身体障害者専用駐車場 / 約 1,100 m ²	
敷地前面道路	北(入口)側	市道(予定) / 幅員 6.5 m(予定)
	東(出口)側	市道(予定) / 幅員 6.5 m(予定)
用途地域	なし	
高度地区	指定なし	
防火・準防火	指定なし	
その他地域地区	都市計画区域内 市街化調整区域	
建ぺい率	60 %	
容積率	200 %	

(2) 施設に関する事項

1) 駐車場の仕様・形式

アスファルト舗装の平面駐車場

2) 設備等

夜間照明施設、歩道、身体障害者専用駐車場ルーフ、その他必要な施設を設置する。

3) 他施設との連携等

旅客ターミナルビルへのアクセス性や利用上の安全性及び快適性、駐車場内の防犯性の高い設計とする。

(3) 運営形態に関する事項

1) 駐車台数

周回道路内側駐車場 普通自動車 1,483 台以上

身体障害者専用駐車場 普通自動車 17 台以上

ただし、本事業が独立採算型の事業であるため、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ再度検討する場合がある。

臨時駐車場の設置

選定事業者は、夏季、年末年始等の繁忙期において駐車場がオーバーフローすると見込まれる時は、駐車場拡張予定地(空き地)を利用した臨時駐車場を設置しなければならない。

この場合、保安上の観点から、夜間照明施設を設けるものとする。

なお、臨時駐車場を設けた場合、その土地は通常の駐車場用地と同条件での有償貸付けとする。

駐車場の拡張整備

当局は、遅くとも満車日が年間 65 日を超えた時点で、1 年以内の供用開始を目処とした駐車場の拡張整備を選定事業者に要請することができるものとし、この要請があった場合、当局及び選定事業者は、その実現に向け誠意を持って協議するものとする。

また、周回道路内側においては、選定事業者の発案により駐車場の拡張整備ができるものとする。

2) 運営形態

営業時間

空港の運用開始時刻の少なくとも 1 時間前から運用終了時刻の少なくとも 1 時間後までとする。(新北九州空港の運用時間は現在のところ未定。現北九州空港の運用時間は、午前 7 時 30 分から午後 9 時 30 分となっている。)

なお、航空機の到着が遅れる等により運用時間が延長された場合は、駐車場の営業時間を延長する。

営業期間

通年(年中無休)

料金形態

時間貸しを基本とする。料金設定については、駐車場利用者の利便性向上に資するよう、利用実態に即した可能な限り低廉な料金体系とし、以下のとおり設定することとする。

(ア) 駐車料金の種別

- ・ 一般車料金
- ・ 月極車料金

(イ) 駐車料金の区分

- ・ 普通自動車(一般車及び月極車ともに設定)
- ・ 大型自動車(一般車のみ設定)
- ・ 自動二輪車(一般車及び月極車ともに設定)

(ウ) 設定に当たっての条件

- ・ 一般車料金の設定に当たっては、身体障害者割引料金を設定する。身体障害者割引料金は上記設定料金の 50 % とする。

(4) 土地に関する事項

当局は、事業期間中、特定事業の用に供するために、国有財産法等に基づき、行政財産(土地・工作物)を選定事業者へ、有償で貸付けることを予定している。行政財産(土地・工作物)貸付け等の詳細事項については、募集要項において示す。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、当局と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される本事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、当局は、選定事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、当局は事業契約を解除することができる。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、当局は事業契約を解除することができる。

上記、いずれの場合においても、当局は、事業契約に基づき、選定事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができる。

2) 当局の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

当局の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、選定事業者は、事業契約を解除することができる。

上記の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合には、当局は、選定事業者に生じる損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他当局又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、当局と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

一定の期間内に協議が整わない場合は、事前の書面による通知により、当局及び選定事業者は、事業契約を解除することができる。

上記の規定により、事業契約を解除する場合には、当局は選定事業者に生じる損害について賠償することを基本とするが、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ募集要項に明示し、最終的には事業契約書において定めることとする。

不可抗力の定義については、募集要項において明示する。

(3) 金融機関等と当局との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、当局は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資(無利子、有利子)等の対象事業である。

(3) その他の支援に関する事項

当局は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要な協力を行う。

8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、大阪航空局ホームページを通じて適宜行う。

(2) 応募に伴う費用の負担

応募者の本事業応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 問合せ先

大阪航空局飛行場部管理課業務係

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館

電話 06-6949-6211(5111,5116)

ファックス 06-6949-6218

メールアドレス sinkita-pfi@ocab.mlit.go.jp